「こども・若者の声」を募集します

ページ番号：604612　2026年7月8日



大阪市は、こどもや若者の皆さんと一緒に、これからの大阪市を作っていきたいと思っています。

小学1年生くらいから子育て中の方、ぜひ大阪市に声をきかせてください！

目次（もくじ）

1．こども施策ってなに？（どんな声を届けたらいいの？）
2．声を届ける方法（どうやって？）
3．「こども・若者の声」のとりまとめ状況
4．こどもたちからの声と市の考えについて
5．大人の方に向けた市の考えについて
6．（参考）国の取組について

こども施策ってなに？（どんな声を届けたらいいの？）



たとえば・・・

・学校や家以外の居場所のこと

・友達、遊び場のこと

・働きながら子育てしやすい環境のこと

・悩みを相談する窓口のこと　など

「もっとこうしてほしいねん！」「こんなふうになったらいいな～」「こんなんあったら大阪市はもっとステキになるかも…」など、みなさんが大阪市で日々過ごしている中で思ったこと、感じたこと、なんでもOKです！

いただいた声に個別に回答はできませんが、声に対する大阪市の考え方をホームページに掲載していきます。

みなさんの声がどんなふうに大阪市を変えるのか、ぜひ楽しみにしてください！（悪口や特定の人についての声は掲載しません。）





声を届ける方法（どうやって？）

オンラインシステムで声を届ける場合



←左のイラストをクリックしてください。
（大阪市行政オンラインシステムサイトへ移動します。）

システムにそって、お住まいの区・世代・カテゴリー（主に言いたいこと）を選択して・大阪市のこども施策について、思っていること、感じていることを書いてください。

「こども・若者の声」を募集します ｜ 大阪市行政オンラインシステム

メールで声を届ける場合

大阪市こども若者意見担当メールアドレス

kodomo-wakamono@city.osaka.lg.jp

メール本文に、次の4つのことを書いてください。
①お住まいの区
②年齢区分（小学生・中学生・高校生大学生・その他）
③カテゴリー
（学校に関すること・公園に関すること・保育所・幼稚園に関すること・子育てサービスに関すること・公共施設に関すること・その他）
④みなさんの声や意見

お手紙で声を届ける場合



【宛先】
大阪市こども青少年局企画部企画課「こども・若者の声」担当

【住所】
〒530－8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号

お手紙に、次の4つのことを書いてください。

①お住まいの区

②年齢区分（小学生・中学生・高校生大学生・その他）

③カテゴリー（学校に関すること・公園に関すること・保育所・幼稚園に関すること・子育てサービスに関すること・公共施設に関すること・その他）

④みなさんの声や意見

「こども・若者の声」のとりまとめ状況

こども・若者のみなさんからたくさんの声やご意見が届いています！

貴重なご意見ありがとうございます。

令和7年12月末までにお寄せいただいた声やご意見について、次のとおりとりまとめを行っています。

令和7年12月末時点のとりまとめ状況（単位：人）

		カテゴリー（主に言いたいこと）						計
		学校	公園	保育所・幼稚園	子育てサービス	公共施設	その他	
世代	小学生	10	16		2	2		30
	中学生	5	5		2	2		14
	高校生	2				2		4
	大学生	1			1			2
	その他	20	41	39	47	34	4	185
計		38	62	39	52	40	4	235

※応募の際に、システム上で選択する「世代」、「カテゴリー（主に言いたいこと）」で分類

※件数カウントでは、約363件

※1人から複数項目の声あり

こどもたちからの声と市の考えについて



これまでに小学生のみなさんからお寄せいただいた主な声と、それに対する小学生のみなさんへ向けた市の考えを掲載しています。



これまでに中学生のみなさんからお寄せいただいた主な声と、それに対する中学生のみなさんへ向けた市の考えを掲載しています。

大人の方に向けた市の考えについて（カテゴリー別）

令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分

学校に関すること(PDF形式, 814.69KB)

公園に関すること(PDF形式, 1.12MB)

保育所・幼稚園に関すること(PDF形式, 783.72KB)

子育てサービスに関すること(PDF形式, 1.12MB)

公共施設に関すること(PDF形式, 1.13MB)

その他(PDF形式, 441.02KB)

CC（クリエイティブコモンズ）ライセンス におけるCC-BY4.0 で提供いたします。

オープンデータを探す
大阪市オープンデータポータルサイト

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）

PDFファイルを閲覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

令和5年8月10日～令和7年8月31日受付分

学校に関すること(PDF形式, 920.99KB)

公園に関すること(PDF形式, 1017.80KB)

保育所・幼稚園に関すること(PDF形式, 694.23KB)

子育てサービスに関すること(PDF形式, 1.03MB)

公共施設に関すること(PDF形式, 955.87KB)

CC（クリエイティブコモンズ）ライセンス におけるCC-BY4.0 で提供いたします。

オープンデータを探す
大阪市オープンデータポータルサイト

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）

PDFファイルを閲覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

（参考）国の取組について

「こども若者★いけんぷらす」

こども家庭庁が行う「こども若者★いけんぷらす」は、こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる、新しい取組です。この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集しています！

小学1年生から20代の方であれば、だれでも、いつでも登録できます。

詳細はこちら⇒「こども若者★ぷらす」について（こども家庭庁ウェブサイトへリンク）



こども若者★いけんぷらすチラシ



小学生向け



中学生向け



動画「こども若者★いけんぷらす」を紹介します！

こども基本法について

みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。こども基本法とは、こうした社会をめざしてこどもや若者に関する取組を進めていく上で基本になることを決めた法律です。

詳細はこちら⇒こども基本法（こども家庭庁ウェブサイトへリンク）



こども基本法パンフレットやさしい版



こども基本法動画やさしい版『おしえて！こども基本法』

こども基本法第11条

（こども施策に対するこども等の意見の反映）
第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

なお、こどもの意見を反映させるために必要な措置については、国から例として、「こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。」が示されております。

「こども」と「こども施策」の定義について

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備



関連ページ

「こども・若者の声」を募集します

小学生のみなさんからお寄せいただいた主な声と市の考え

中学生のみなさんからお寄せいただいた主な声と市の考え

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

【アンケート】このページに対してご意見をお聞かせください

入力欄を開く

このページの作成者・問合せ先

大阪市こども青少年局企画部企画課企画グループ

住所：〒530-8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

電話：06-6208-8337 ファックス：06-6202-7020

メール送信フォーム

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.